

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公表番号】特表2012-530587(P2012-530587A)

【公表日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-051

【出願番号】特願2012-517630(P2012-517630)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/11 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/11

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月21日(2013.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シール器具を展開するためのハンドルであって、所定の長さを備えたスロットを有するハウジングと、該スロット内部に配置された第1リニアアクチュエータとを具備し、前記第1リニアアクチュエータは、前記スロット長さに沿って当該第1リニアアクチュエータを前進及び後退させることによって、少なくとも3つの別個の構成要素を独立して前進及び後退させることができる、ハンドル。

【請求項2】

前記少なくとも3つの別個の構成要素は、シール器具と、第1チューブと、第2チューブとを含む、請求項1に記載のハンドル。

【請求項3】

前記第1チューブと第2チューブとが、該ハンドルの遠位端においてアパーチャを通つて該ハンドル内に延びている、請求項2に記載のハンドル。

【請求項4】

前記第2リニアアクチュエータをさらに具備する、請求項1に記載のハンドル。

【請求項5】

前記第2アクチュエータは、少なくとも2つの構成要素を作動させることができる、請求項4に記載のハンドル。

【請求項6】

前記少なくとも2つの構成要素は、第3チューブと該第1チューブとを含む、請求項5に記載のハンドル。

【請求項7】

カテーテルであって、

所定の長さを備えたスロットを有するハウジングを有するハンドルと、

前記スロット内部に配置された第1リニアアクチュエータであって、前記スロットの長さに沿って当該アクチュエータを前進及び後退させることによって、少なくとも3つの別個の構成要素を独立して前進及び後退させることができる第1リニアアクチュエータと、

複数のワイヤから形成された拡張可能なフレームを具備するシール器具であって、該ワイヤが前記フレームの近位端から遠位端へ延びているシール器具と、

前記拡張可能なワイヤフレームを少なくとも部分的にカプセル化する該シール部材とを具備するカテーテル。

【請求項 8】

前記少なくとも 3 つの別個の構成要素は、前記シール器具と、第 1 チューブと、第 2 チューブとを含む、請求項 7 に記載のカテーテル。

【請求項 9】

前記ハンドルは第 2 アクチュエータをさらに具備する、請求項 8 に記載のカテーテル。

【請求項 10】

前記シール器具が展開されると、前記第 2 アクチュエータは、前記シール器具を解放することができる、請求項 9 に記載のカテーテル。

【請求項 11】

前記第 1 リニアアクチュエータは回収コードロッキングリングを具備する、請求項 1 に記載のハンドル。

【請求項 12】

前記第 1 リニアアクチュエータはサムホイールを具備する、請求項 1 に記載のハンドル。

【請求項 13】

前記第 2 リニアアクチュエータにはロック開放アクチュエータが結合される、請求項 4 に記載のハンドル。

【請求項 14】

前記ロック開放アクチュエータは回転するようになっている、請求項 13 に記載のハンドル。

【請求項 15】

前記第 1 リニアアクチュエータは回収コードロッキングリングを具備する、請求項 7 に記載のカテーテル。

【請求項 16】

前記第 1 リニアアクチュエータはサムホイールを具備する、請求項 7 に記載のカテーテル。

【請求項 17】

前記第 2 リニアアクチュエータにはロック開放アクチュエータが結合される請求項 9 に記載のカテーテル。